

立川市健康ポイント事業業務委託（複数年）業者選定プロポーザル審査委員会に係る事業者審査基準

（目的）

第1条 この基準は、立川市健康ポイント事業業務委託（複数年）業者選定プロポーザル審査実施要領（以下「実施要領」という。）及び立川市価格考慮型プロポーザル方式審査基準に基づき、立川市健康ポイント事業業務委託（複数年）の受託事業者（以下「事業者」という。）を1者選定するため、必要な事項について定めることを目的とする。

（審査方式）

第2条 審査方式は、価格考慮型とする。

（審査方法）

第3条 実施要領「9. 審査方法等」に掲げる審査の方法は、次の各項に定めるところによる。

1. 審査方法

(1) 立川市健康ポイント事業業務委託（複数年）業者選定プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）は、一次審査と二次審査で技術点を評価し、価格点の評価を加味して総合的に審査する。ただし、一次審査と二次審査は同時に実施することができる。

(2) 有効参加者数が1以上あれば、審査を実施できる。

(3) 審査委員会は、審査結果等を確認し、必要と認めた場合は事業者を特定しないと判断することができる。

2. 一次審査（書類審査）

審査委員会は、書類審査において技術点のみ審査を行い、3者程度選出する。このとき、審査にあたって必要な事項は、次のとおりとする。

(1) 点数は、100点満点とする。

(2) 提案見積額が予定価格を越えているかを確認する。このとき、予定価格を越えていた場合は、選考することができないものとする。

3. 二次審査（ヒアリング審査）

審査委員会は、ヒアリング審査において、技術点のみ審査を行う。このとき、選考にあたって必要な事項は、次のとおりとする。

(1) 点数は、20点満点とする。

(2) ヒアリング審査では、提案書等のプレゼンテーション、模擬ワークショップ、質疑応答により審査を行う。

（選定方法）

第4条 審査委員会は、第3条に定める審査方法により技術点と、価格点を総合的に審査し、評価の合計点の最も高いものを契約交渉順位事業者と選定する。このとき、選定にあたって必要な事項は、次のとおりとする。

1. 合計点は下記の計算式で算出する。

（技術点） ＋ （価格点）

2. 技術点と価格点の合計点は、100点満点とする。

3. 技術点は一次審査、二次審査の結果より、下記の計算式で算出する。

（一次審査評価点×0.3）＋（二次審査評価点）

4. 価格点は下記の計算式で算出する。

見積額の評価点 ×（1－（見積額÷予算概要金額））

5. 契約交渉順位は合計点の高いものを第1位の事業者として選定する。また、第1位のものが辞退または契約時点で資格がないと認めた場合、次に合計点の高いものを第2位と、その者も同様の場合は、さらに次に合計点の高い事業者を第3位と選定する。

6. 合計点が同点となった場合、次の順で得点を比較し、得点が高い事業者から順に上位とする。
 - (1) 二次審査の技術点の合計点
 - (2) 一次審査の技術点の合計点
7. 第6項の方法でも同点の場合は、審査委員会の各委員の投票により、より多くの票を獲得した事業者から順に上位とする。

(審査項目)

第5条 立川市健康ポイント事業業務委託(複数年) 業者選定プロポーザル審査委員会設置要領(以下、「設置要領」という。)) 第2条第2号に掲げる業者選定に係る基準は、次の各号に掲げるとおりとし、審査内容は別表第一に定めるとおりとする。

1. 一次審査

(1) 技術点(実績及び企画提案内容等)

① 業務実績・体制

- (ア) 類似業務の実績 *5件以上の実績が最高点
- (イ) 担当者実績と適切な実施(人員)体制
- (ウ) 事業問合せ対応(カスタマーセンター)
- (エ) 情報セキュリティ体制
- (オ) 業務計画(契約締結時から事業開始までの作業工程、スケジュール)

② 企画提案内容

*評価ポイントとして、下記(ウ)に高い評価点を配分している。

- (ア) 事業周知広告企画(幅広い広報媒体を活用する効果的な内容となっているか)
- (イ) デジタルデバйд対策(スマートフォンを使い慣れていない対象への説明は十分か)
- (ウ) 専用サイトの内容充実・利便性(行動変容、健康習慣の改善を促せるか、利用率向上に向けた具体的な提案はあるか、参加者の満足度向上が見込まれる内容になっているか)
- (エ) ポイント付与(効果的なポイント付与メニュー等となっているか)
- (オ) ポイント交換物品の充実(地域の品物を取り入れているか、意欲が向上する提案であるか)
- (カ) セミナー企画提案(健康への関心が高まるような提案がなされているか)
- (キ) その他(企画内容の独創性等)

2. 二次審査

(1) 企画提案力・説明力

(2) 本業務に対する取り組み姿勢

3. 価格点

(1) 見積額

(評価点)

第6条 審査項目の評価点は、次の各号に掲げるとおりとする。

	審査項目		審査の視点	配点
技術点	一次審査 (書類選考)	業務実績	類似業務の実績	5点/100点
		業務体制	担当者実績と適切な実施(人員)体制	5点/100点
			事業問合せ体制 (カスタマーセンター)	10点/100点
			情報セキュリティ体制	10点/100点
			業務計画	5点/100点
		周知	事業周知広告企画	10点/100点
		参加者説明	デジタルデバйд対策	5点/100点
		専用サイト	参加者の継続意欲増進のための特技等	20点/100点
			ポイント付与管理	10点/100点
		ポイント交換	物品の充実	10点/100点
		健康セミナー	セミナー企画	5点/100点
		その他	独創性かつ実現性があるか	5点/100点
	二次審査	企画提案力・説明力		10点/20点
	(ヒアリング審査)	本業務に対する取り組み姿勢		10点/20点
	技術点合計		一次審査評価点×0.3点＋二次審査評価点	50点/50点
	価格点		見積額の評価点	50点/50点

(評価審査表)

第7条 審査委員会における審査は、別表第一、及び第二に定める選定審査表により行う。その他は次の各号に掲げるとおりとする。

1. 技術点は、5段階の方法で評価する。
2. 各項目の技術点は、各委員が価格考慮型審査基準表により採点した評価点を、項目ごとに平均(小数点第1位で四捨五入)して算出し、その合計値を審査委員会の第5条第1項及び第2項の項目の各評価点とする。
3. 価格点は第4条第3項の方法で算出する。(小数点第1位以下切り捨て)
4. 第2項の審査委員会の各評価点が、価格考慮型審査基準表における第5条第1項第1号及び第2号の各審査項目の最低基準を一つでも下回る場合は、提案水準を満たさないものとして、審査

対象より除外する。

5. 設置要領第9条で庶務を担当するものは、第5条第1項「提案者の信頼性」について評価案を作成する。また、審査委員会は、当該評価案を審査するものとする。

(委任)

第8条 この基準で定めるもののほか、審査について必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この基準は、令和7年5月30日から施行する。